

社会保険・労働保険関連手続の電子化推進（工程表）

平成29年6月30日
厚生労働省

平成29年度

平成30年度

平成31年度

平成32年度

一定規模の事業所が提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化【5(2)① No3 ①a】

- 対象範囲の決定

- 経過措置を講じつつ実施

年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署（以下「年金事務所等」という。）等における組織をあげた利用勧奨【5(2)① No.3 ①b】

- オンライン申請について、企業への直接訪問を実施
【目標訪問件数 計2,800件】

- 企業への直接訪問・利用勧奨について引き続き実施
【毎年目標件数 9,400件】

- 厚生労働省HPの他、Twitter、Facebook等のSNSをはじめとした新たな広報展開を計画、実施

- オンライン申請に関する周知広報を引き続き実施

- 全ての年金事務所等、地方部局の申請窓口にリーフレットを設置

- リーフレット設置について引き続き実施

- 事業主説明会におけるオンライン申請のデモンストレーションを実施
【目標実施件数 計100件】

- オンライン申請のデモンストレーションについて引き続き実施
【毎年目標件数 300件】

業務フローの可視化、最適化及び標準処理時間の設定【5(2)① No.3 ①c】

- 業務フローの可視化、最適化
- 電子申請の短時間処理の検討

- 業務フローの見直し、変更
- 一部手続で先行実施

- 標準処理時間の設定

外部連携API対応【5(2)① No. 4 ②b】

- ソフトウェアベンダーとの協議を年6回以上の頻度で実施し、対応結果を公表

- 引き続き同様の頻度で協議を実施し、ユーザビリティの向上に向けた施策を継続的に実施

従業員本人の押印・署名省略【5(2)① No. 4 ②c】

- 従業員本人の押印・署名省略について検討し、結論を踏まえ実施

- 従業員本人の押印・署名省略について引き続き実施

(参考) 社会保険・労働保険関連手続の電子化推進

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において、税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化が掲げられており、社会保険・労働保険関連手続の電子化推進が求められている。

規制改革実施計画掲載事項(Ⅱ分野別実施事項 5. 投資等分野 (2)個別実施事項 ①税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化より抜粋)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	社会保険関連手続の見直し①(オンライン申請利用率の大幅な改善)	<ul style="list-style-type: none"> a 従業員の社会保険・労働保険に係る諸手続における事業者の負担軽減のため、デジタルファースト原則に基づき、<u>一定規模以上の事業所が日本年金機構に提出する算定基礎届等の電子的申請の義務化</u>を始め、オンライン申請の利用率(平成27年度9.6%)の大幅な向上に向けて、平成32年度までに電子化を徹底するための工程表を策定し、実施する。 b 社会保険・労働保険関連手続が電子申請可能であることについて、<u>企業への直接訪問やHP等を通じた周知広報を促進し、全ての年金事務所・ハローワーク等の申請窓口にリーフレットを設置するとともに、利用促進用の申請端末の重点的な設置や事業主向け説明会における電子申請のデモンストレーションを最大限実施し、窓口の職員から電子申請の利用を促すようデジタルファーストを徹底し、組織を挙げた利用勧奨を行う。</u> c 社会保険・労働保険関連機関における<u>業務フローを可視化、電子申請の利用を前提とした最適化</u>を行い、処理時間を短縮する方策について検討し、結論を得た上で、<u>標準処理時間</u>を設定する。 	a:平成29年上期に工程表を策定 b:平成29年以降継続的に措置 c:平成29年度検討・結論	厚生労働省
4	社会保険関連手続の見直し②(オンライン申請の活用による手続の見直し)	<ul style="list-style-type: none"> a 従業員の入退社などに際し、厚生年金保険・健康保険・労働保険それぞれの法律に基づきそれぞれの様式でそれぞれの窓口への届出を求めていた状況を改め、「同じ情報は一度だけしか求めない」ようにするための方策を検討し結論を得て、実施する。 b 外部連携API対応の労務管理等ソフトウェアについて、年数回程度であった<u>ソフトウェアベンダーとの協議について、開催頻度を上げて実施するとともに、受け付けた意見を踏まえて対応した結果を公表する</u>。かかる意見を踏まえ、外部連携APIによる申請を普及促進し、<u>ユーザビリティを向上させるための施策を実施する</u>。 c 企業が従業員を代理し、又は同意を得ていることを証するために付している<u>従業員本人の押印・署名を省略することについて</u>検討し、結論を得た上で措置する。 d 健康保険組合における事業者の申請手続の事務処理の把握を行い、申請元事業者の利便性を改善する方策について検討し、結論を得る。 	a:平成29年度検討・結論 b:平成29年措置 c:平成29年度検討・結論・措置 d:平成29年度検討・結論	総務省 厚生労働省

※ 工程表における【 】書きは、上記一覧に係る番号を記載している。